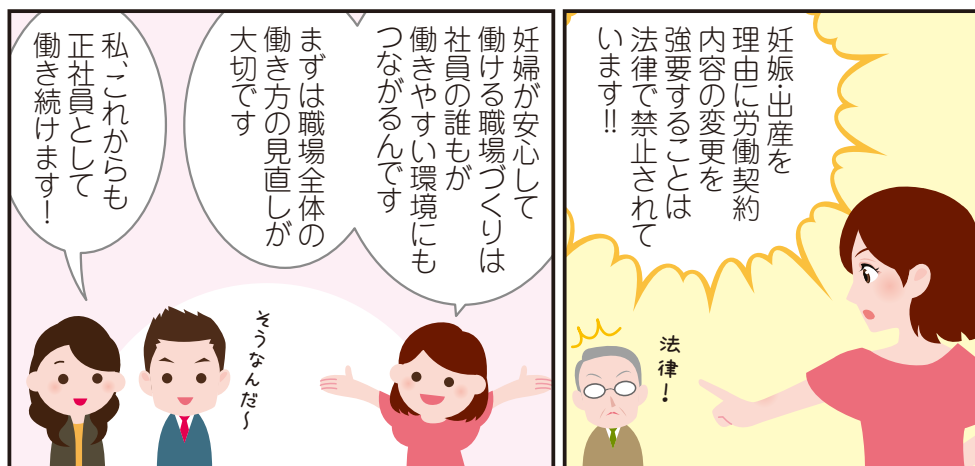
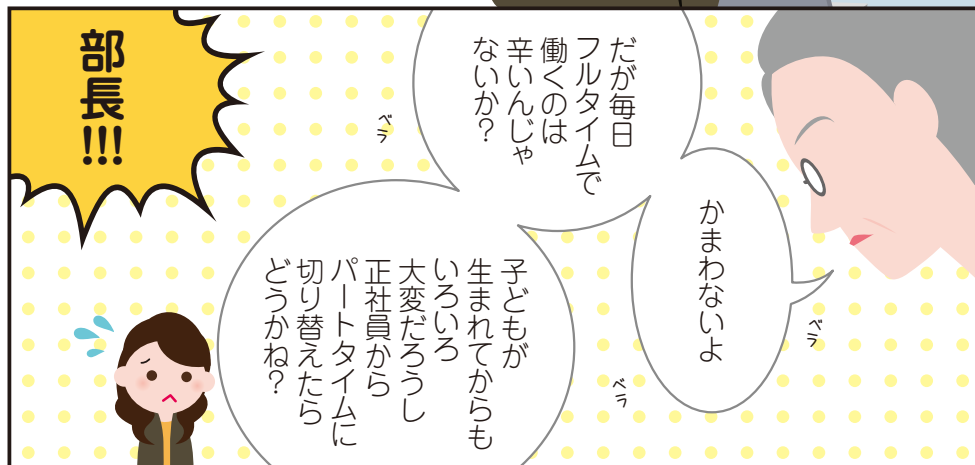
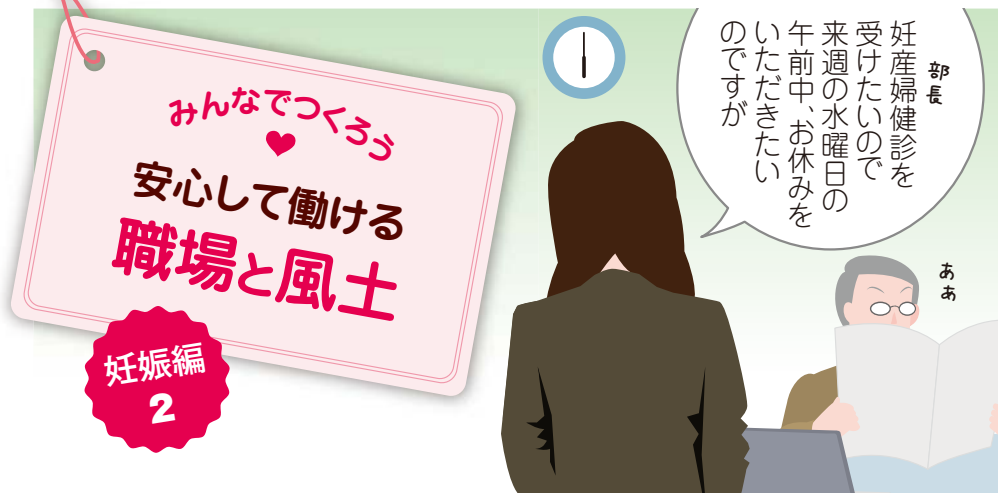




妊娠・出産、産休の取得を理由とした解雇や契約の打ち切りは違法です。  
また、時差通勤や残業・夜勤制限などの措置を受けたことを理由とする解雇も違法です。



### 産休中+30日間の解雇は禁止

会社は、産前産後休業中とその後30日間は女性労働者を解雇することはできません。この期間は経営上の都合などを含め、どのような理由があっても解雇は許されません（労働基準法第19条）。

### 妊娠中・産後1年以内の解雇は無効

残念なことに、妊娠を理由に解雇を言い渡したり、退職強要や自主退職へと誘導したりする事例も少なくありません。しかし、このような行為は違法です。妊娠中や産後1年以内の解雇は、事業主が妊娠、出産、産休を取得したことなど以外の正当な理由があることを証明できない限り、無効となります（男女雇用機会均等法第9条第4項）。

### 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは禁止

解雇以外にも労働条件上の不利益取扱いは全面的に禁止されています（男女雇用機会均等法第9条）。労働基準法で規定している権利を行使したことによる不利益取扱い、母性健康管理措置を理由とする不利益取扱いなどが該当します。産後1年経過後でも、妊娠・出産、産休の取得を理由とする解雇は違法です。

### 「通常の勤務ができない」を理由とする解雇も無効

時差通勤や勤務時間の短縮、残業・夜勤・休日出勤の制限などの措置を実際に受けている、受けていないに関わらず、会社が「妊娠をしている状態で通常の勤務ができない」として解雇したり、退職を迫ることも違法です。同様の理由による契約社員などの契約打ち切りはもちろん、雇止めも違法です（男女雇用機会均等法第9条第3項）。

上司に妊娠したことを伝えると、  
「つわりや体調不良で休みがちになるだろうから、責任ある仕事は任せられない」と言われ、配置を変えられて仕事を与えられなくなりました。  
それに伴い、お給料も減らされてしまいました。



### 減給や不合理な業務変更はできません

解雇や退職の勧奨だけでなく、妊娠前と同様に業務を行う能力があるにもかかわらず、妊娠・出産等を理由に賃金や労働条件が劣る配置への変更を一方的に行うことは違法です。減給や降格、正社員からパートタイムなどへの労働契約の変更を強要することも、「妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱い」として禁止されています（男女雇用機会均等法第9条第3項）。

#### ●不利益な取扱いと考えられる主な例

- ・ 解雇、契約の打ち切り・雇止め
- ・ 労働契約内容の変更の強要  
（正社員をパートタイム労働者などの非正規社員にする等）
- ・ 降格
- ・ 就業環境を害する行為  
（業務に従事させない、もっぱら雑務に従事させる等）
- ・ 不利益な自宅待機命令
- ・ 減給、または賞与等における不利益な算定
- ・ 昇進・昇格の人事考課における不利益な評価
- ・ 不利益な配置の変更



解雇やその他の  
不利益な取扱いをすることは  
違法なんだね！

妊娠して体が疲れやすくなったため、勤務時間を毎日1時間短縮し、休憩時間の回数を増やしてもらいました。  
ところが、「勤務状態が不規則であるため降格する」と言われました。受け入れなければいけないのでしょうか。



### 不就労期間の勤務評定・人事考課においても不利益取扱いは許されません

妊娠中は、妊産婦健診や勤務時間の短縮のために働かなかった時間・期間（不就労期間）が発生したり、体調の変化から仕事の進み具合が一時的に低下することもあるでしょう。このような不就労期間や労働能率の低下が、勤務評定や人事考課において不利益に取扱われることは許されません。疾病等による休業の場合と比較してそれより不利益に取扱うことは、均等法で禁止された不利益取扱いです。また、休業といっても、復帰の予定は明らかであり、年間を通じて勤務実態を評価する人事考課や勤務評定制度の趣旨からみても、出産休暇取得による欠務だけを理由に、将来の賃金にも影響する昇給等において不利益に扱うことは許されません。

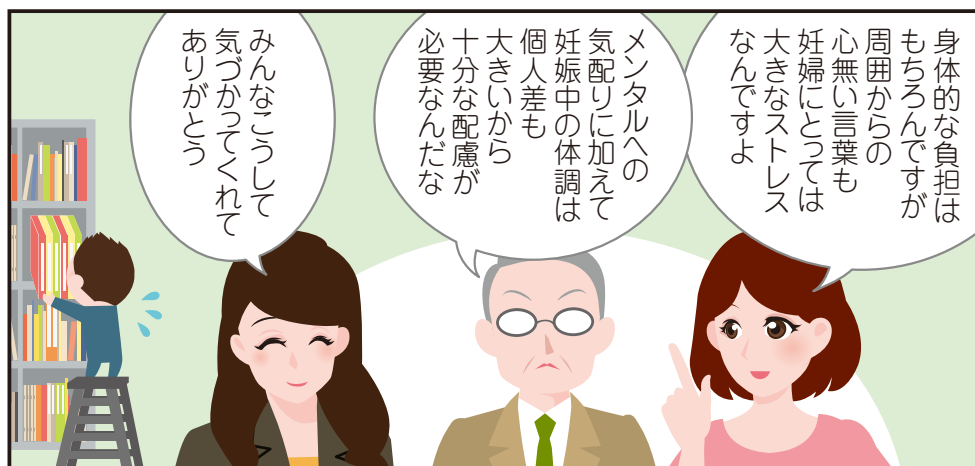
勤務時間の短縮の場合でも、時間内に効率よく仕事を処理しているケースはたくさんあり、復帰後の将来の昇給に影響させることは問題です。同じことは一時金の査定についてもいえます。査定期間中の欠勤を比例的に計算して減額するのはともかく、それを超えることは不利益取扱いとして違法・無効というべきです。

これらの例以外の行為にも、事業者による不当な対応や処分は不利益取扱いに該当する場合があります。



妊娠・出産を理由とする解雇や不利益な取扱いを受けたときは、1人で悩まずに、連合の「なんでも労働相談ダイヤル」や各都道府県の労働局雇用均等室に気軽に相談しましょう。

▶ P.34を参照してください。



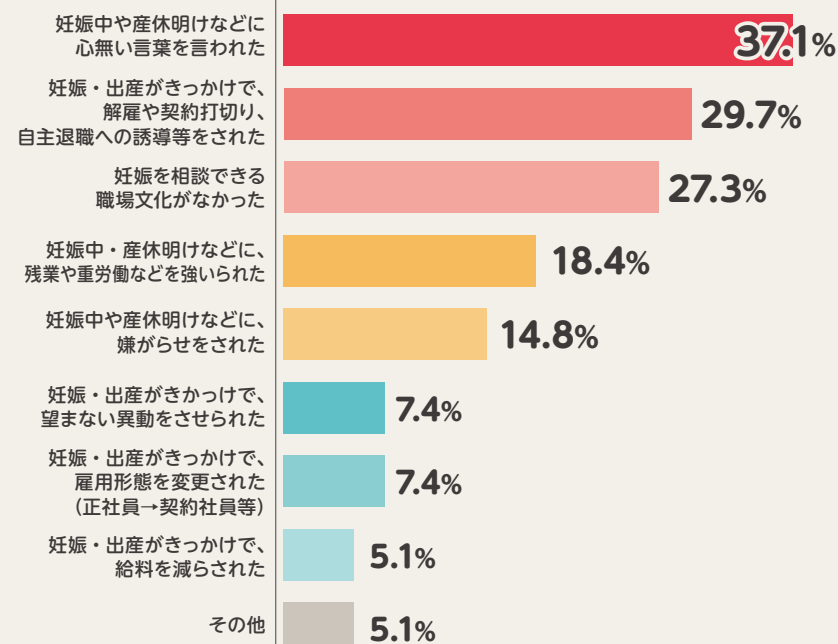
妊娠中の女性労働者には、職場における周囲からの心無い発言や配慮に欠けた行動などの“マタニティハラスメント”も働く上でのストレスとなっています。



### 3人に1人は心無い言葉を言われた経験がある

連合の「マタハラに関する意識調査」によると、マタハラ被害者のうち約37%が「妊娠中や産休明けなどに心無い言葉を言われた」経験を持っています。さらに、「残業や重労働を強いられた」「嫌がらせをされた」といった被害も多く、心身共にストレスを受けている妊婦が多いことがわかります。

どのようなマタハラを受けましたか？  
(マタハラをされたことがあると答えた妊娠経験者が回答／複数回答可)



出典：連合「マタニティハラスメントに関する意識調査」2013.5

勤務時間を短縮してもらっていますが、「妊婦は早く帰れていいなあ」「そのぶん、俺たちが残業だよ」などと嫌みを言われるため、勤務中、つわりで気分が悪くなっても、とても周囲に言える雰囲気ではありません…。



### 職場全体で“妊娠”について理解と認識を高める

連合の「マタハラに関する意識調査」によると、マタハラが起こる原因のトップは「男性社員の妊娠・出産への理解不足・協力不足」です。妊娠に伴う諸症状は妊婦によって個人差があり、同じ女性であっても配慮は難しいもの。まして、男性はより言動に配慮する必要があるでしょう。

「理解不足・協力不足」の背景には、制度や法律の存在自体が認知されていないことや、「妊婦は“命を育てている”」という意識の欠如もあります。妊婦が抱える症状を知り、体調が優れないとき、周囲がどのように気遣い、対応すべきかを男女ともに学ぶ機会をつくることが重要です。

妊娠を上司に報告する際、どんな反応をされるか不安でしたが、困った表情もせず、「おめでとう。みんなでサポートするよ」と笑顔で答えてもらい、本当にうれしかったです。



### 「おめでとう」「待っているよ」が妊婦の不安を和らげる

妊娠の報告を受ければ、上司は業務の調整や人員の確保などの対応を迫られ、同僚たちも仕事量が増えるかもしれません。しかし、妊婦自身も仕事を継続できるかという心配や、周囲への影響・迷惑を考え、不安を感じています。

「おめでとう」という言葉や、産休前の「待っているよ」という温かい言葉に救われる妊婦は少なくありません。自分の病気や家族の介護など、誰でも周囲の助けを必要とするときはあるものです。お互いに助け合う気持ちをもって妊婦をサポートしましょう。

### 周囲への感謝の気持ちを忘れない

上司や同僚の協力に対し、妊産婦である女性労働者も感謝の気持ちを示すことが大切です。周囲のサポートを「当然のこと」「権利だから」と思わず、誠心誠意仕事に取り組む姿勢を忘れてはいけません。

#### Point

妊娠中や産休・育休中、職場への復帰過程において、職場で自分がされて「残念だったこと」「つらかったこと」。

(連合「マタニティハラスメントに関する意識調査」より／自由回答)



特に独身男性社員は妊婦への配慮がなく、重いものを持たされたり、目の前でタバコを吸われたり、ショックな出来事が多かったです。  
(34歳 会社員)



出産経験のある方や、その配偶者などは、とても温かく対応してくださりましたが、やはり、そういった経験のない方は特に配慮がありませんでした。相手に期待するだけでなく、妊婦側も、当たり前とは思わずにフォローしてくださる方への感謝のコミュニケーションを忘れてはいけないと思いました。  
(33歳 会社員)

#### Point

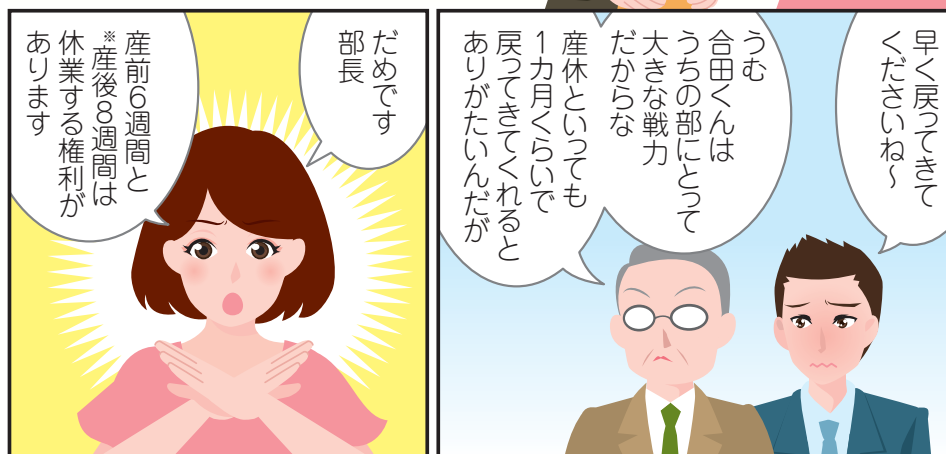
周囲の支援は不可欠ですが、過度な気遣いや特別扱いにかえってストレスを感じる妊婦もいます。見守りながら、「大丈夫？」と必要に応じて声をかけることを心がけましょう。

労働者がお互いにフォローし合う体制が整い、妊産婦がいつでも安心して働くことができる職場。それは、妊産婦以外の労働者にとっても働きやすい環境といえます。妊産婦に優しい職場環境づくりをきっかけに、同僚や上司を含めた職場全体の働き方を見直してみましょう。



みんなでつくろっ  
安心して働ける  
職場と風土

産休編



※産後6週間までは法律により労働者が働きたいといっても働かせてはいけません。



産前産後休業は、労働基準法で規定されています。さらに、育児・介護休業法では、1歳に満たない子どもを養育する男女労働者が育児休業を取得できることや勤務時間の短縮などの措置が幅広く盛り込まれています。



### 労働基準法の産前産後休業

労働基準法では、産前休業は請求により出産予定日の6週間前から取得できます（双子以上の場合は14週間前から）。また、事業主は、出産の翌日から8週間、女性労働者を働かせることはできません。ただし、産後6週間を経過し、本人の希望と医師の許可があれば就業させても構いません（労働基準法第65条）。

### 企業規模が小さくても産休・育休は取得できます

従業員500人以上の大規模企業では産休や育休を制度として規則に明記し、実際に活用されている割合が高い一方で、30人未満の小規模企業では制度として明文化されていないケースが多いことがわかっています（JILPT「出産・育児期の就業継続と育児休業」2009.5）。しかし、産前産後休業、育児休業は法律で守られた権利です。「うちの会社は小さいから育休の制度はない」など、会社が企業規模を理由に、産休・育休の請求を拒むことはできません。

### 産休・育休の期間と年次有給休暇

産休期間や育休期間は、年次有給休暇の発生要件とされる出勤率（所定労働日数の8割以上の出勤）の算出にあたって、出勤日として計算されます（労働基準法第39条）。

#### Point

出産日は産前休業に含まれます。

なお、出産日が出産予定日より遅れた場合、産前休業の6週間を超えて休んでも産前休業として扱われ、産後休業の8週間が短縮されることはありません。逆に産日が予定日より早まった場合、6週間休業していなくても、産後に繰り越すことはできません。

3カ月更新の契約社員として働いています。  
産休を取得したいと申し出たところ「次の契約期間中、  
まったく出勤できないなら契約の更新はできない」と  
言われました。有期雇用なので仕方ないのでしょうか？



### 妊娠・出産以外の理由がなければ雇止めは違法です

産休は正社員だけでなく、契約社員や派遣社員、アルバイトやパート社員  
でも取得できます。均等法で禁止されている妊娠・出産・出産休暇取得を  
理由とする不利益取扱いのなかには、有期労働契約の更新拒否も含まれて  
います。指針では、均等法第9条第3項により禁止される解雇、その他の不  
利益取扱いとして、

- ・期間を定めて雇用される者について次の契約の更新をしないこと
- ・あらかじめ更新回数の上限が明示されている場合に当該回数を引き下げること

をあげています。妊娠・出産・出産休暇取得を理由にあらかじめ更新しな  
いことを合意などで予定したとしても、違法・無効です。妊娠・出産や出  
産休暇の取得のみを理由として契約の更新を拒絶することは許されません。

#### Point

社会保険に加入していれば、産休の取得に際し、健康保険から手当  
金や一時金の支給があります。手続きや支給額など詳しくは加入し  
ている保険団体にお問い合わせください。

#### 出産手当金

出産日以前42日から出産日以後56日までの間、  
1日あたり賃金の2/3相当額が支給されます。

#### 出産育児一時金

出産1児につき、原則42万円支給されます。また、  
2014年4月1日からは産休中の社会保険料(健康保険料・  
介護保険料・厚生年金保険料)が免除されます(育児休  
業中も従来どおり免除の対象です)。

#### 育児休業給付金 (雇用保険)

育児休業を開始した日より前2年間に雇用保険の保険料  
を支払っているなどの一定の条件を満たしていれば、雇  
用保険から育児休業給付金の支給が受けられます。支給  
額や条件など、詳しくはハローワークにお問い合わせく  
ださい。

父親も育児休業を取れるって聞いたけど、ホント？  
取れるとしたら期間はどれくらい？



### 母親だけでなく父親も育児休業が取れます

1歳未満の子を育てる男女労働者は育児休業を取得できます。また、子  
が1歳になっても保育所に入所できなかった場合や、配偶者が死亡、ケガ、  
病気などで育児ができなくなった場合は、1歳6カ月まで育児休業を延長  
できます※1。さらに、有期雇用者であっても1年以上、同一の事業者に継  
続して雇用され、子が1歳の誕生日の前日を超えて引き続き雇用されること  
が見込まれていれば※2育児休業を取得できます。

※1 1歳6カ月まで延長する場合は、1歳になった後の休暇はもう一方の配偶者でも取得できます。

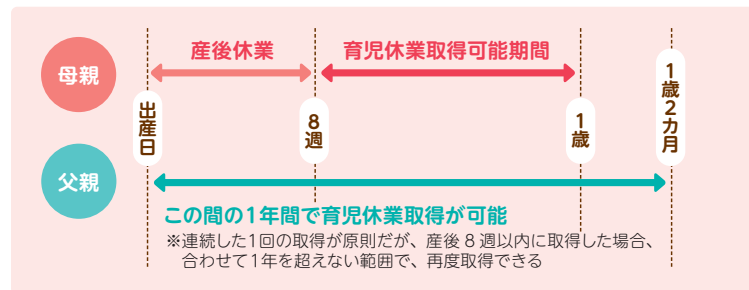
※2 子が1歳の誕生日前日から1年を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らか  
である雇用者は該当しません。

育児休業を取得する場合は休業開始1カ月前までに、1歳から1歳6カ  
月までの育児休業は2週間前までに申し出る必要があります。

### 父親の取得期間が延びる「パパ・ママ育休プラス」

父母ともに育児休業を取得する場合、父親の育児休業取得可能期間が延  
長され、子が1歳2カ月に達するまでの間の1年間、取得することができます。  
ただし、母親は出生日、産後休業、育児休業合わせて1歳になるまで  
の1年間です。

#### ●「パパ・ママ育休プラス」を活用した場合



※詳細は、厚生労働省ホームページ「改正育児・介護休業法のあらまし」  
([http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/dl/tp0701-2o\\_0002.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/dl/tp0701-2o_0002.pdf)) を参照してください。

合田先輩  
1年ぶりに職場復帰

## みんなでつくる 安心して働ける 職場と風土

### 職場 復帰編

お休みの間  
業務を分担していただき  
ありがとうございました

ハイ！

合田くん  
今日からまた  
頼むよ

先輩  
おかえりなさい

みんなと  
また一緒に働く  
ことができ  
うれしいわ

本当は  
配置転換される  
かもって、少し  
不安だったの

そうだな

休業前後で  
部署が変わったり  
職務内容が異なる  
なんてことが  
うちの会社でも  
以前はあった  
ようだから

そーなん  
ですね！

原職復帰は  
法律で義務づけられ  
てはいないが  
事業主が可能な限り  
配慮する必要  
があるんだ

合田くんの妊娠で  
いろいろ  
勉強したぞ!!

休業明けの労働条件は、「原職」または「原職相当職」への復帰が原則とされています。事業主側からの一方的な減給や配置転換などは“不利益取扱い”にあたります(育児・介護休業法第10条)。



### 休業明けの労働条件

産前産後休業や育児休業を取得したからといって労働契約の内容が変わるわけではありません。一方的に労働条件を不利益に変更することは、男女雇用機会均等法(産前産後休業)や育児・介護休業法(育児休業)で禁止されています。

育児・介護休業法では、休業期間中及び休業後の労働条件(賃金、配置その他の労働条件)について、労働者に周知することが事業主の努力義務となっています。明示の方法は、原則として取得の申し出があったときから2週間以内に書面で行います。内容に不利益があつてはなりませんし、特段の定めや明示がなければ復帰後は復帰前と同じ労働条件となります。

### 「原職」または「原職相当職」への復帰が原則

職場復帰後の就業が円滑に行われるよう、必要な措置を講じることが事業主に義務づけられています(育児・介護休業法第22条)。指針では、

- ① 原則として原職または原職相当職に復帰されるものであることに配慮すること
- ② 育児休業取得者以外の労働者についての配置その他の雇用管理は、①の点を前提にして行われる必要があることに配慮すること

が求められています。職場復帰を円滑にするため、職業能力の開発及び向上等について必要な措置が求められています。

#### Point

産休中に、会社が代替要員を雇用したために、原職への復帰が難しい場合もあります。女性労働者は産休前に「産休中の人員不足にどう対応するか」「復帰後、原職に復帰できるのか。できない場合はどのような業務に就くのか」など確認しましょう。また、会社側は、産休復帰を前に女性労働者と面談を行うなど、お互いの意思や状況を話し合しましょう。

産休後、育休を取らずに職場に復帰しましたが、  
残業は控えたいと考えています。  
また、平日の昼間に妊産婦健診に行かなければならないの  
ですが、妊娠中と同じような措置は受けられますか。



**1歳未満の子どもを育てる女性労働者や、産後1年未満の  
女性労働者のために法律上、次のような規定があります。**

**育児時間**

1歳に満たない子を育てる女性は1日2回、  
それぞれ少なくとも30分の育児時間を請求  
できます。(労働基準法第67条)

**母性健康管理措置**

産後1年未満の女性は、医師などから指示  
があった場合、妊産婦健診を受診するた  
めの時間の確保を申請することができます。  
(男女雇用機会均等法第12条、第13条)

**時間外労働・休日労働・  
深夜業の制限、  
変形労働時間制の  
適用制限および  
危険有害業務の就業制限**

産後1年未満の女性は、妊娠中と同  
じく時間外労働などの免除の請求が  
できます(P8参照)。(労働基準法第64条、  
第66条)

子どもを保育園にあずけていたら、夕方には迎えに行くだろうし、  
小さい子どもなら突然熱を出すこともあるよね？  
勤務時間を短くしたり、看病のための休暇を取ることは  
できないのかな。



**3歳未満の子どもを育てる労働者や、小学校入学前の子どもを  
育てる労働者は、次のような措置を受けることができます**

**短時間勤務制度**

事業主には、3歳に満たない子を育てる男  
女労働者が利用できる短時間勤務制度(1  
日6時間)の措置が義務づけられています。  
(育児・介護休業法第23条)

**所定外労働の制限**

3歳に満たない子を育てる男女労働者は、  
残業の免除を請求できます。  
(育児・介護休業法第16条の8)

**時間外労働、  
深夜業の制限**

小学校入学前の子を育てる男女労働者は、1  
カ月24時間、1年150時間を超える残業を制  
限する請求ができます。また、深夜(午後10  
時～午前5時)の労働を制限する請求もでき  
ます。それぞれ制限開始日と終了日を明らか  
にし、開始日の1カ月前までに申し出ます。  
(育児・介護休業法第17条、第18条、第19条、第20条)

**子の看護休暇**

小学校入学前の子を育てる男女労働者は、会  
社に申し出れば、年次有給休暇とは別に1年につ  
き5日まで、病気やけがをした子の看護や予  
防接種、健康診断のために休暇を取得できます。  
子が2人以上の場合は年10日になります。  
(育児・介護休業法第16条)

※休暇の有給・無給は会社の規定により異なります。

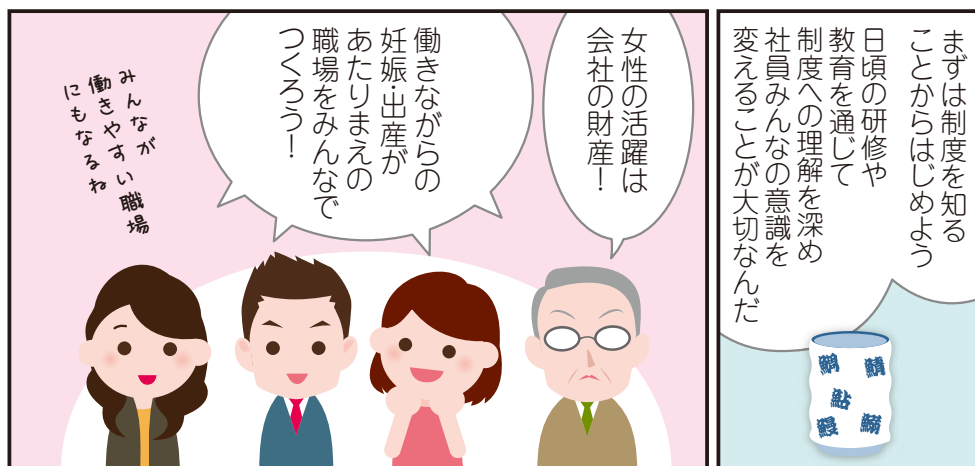
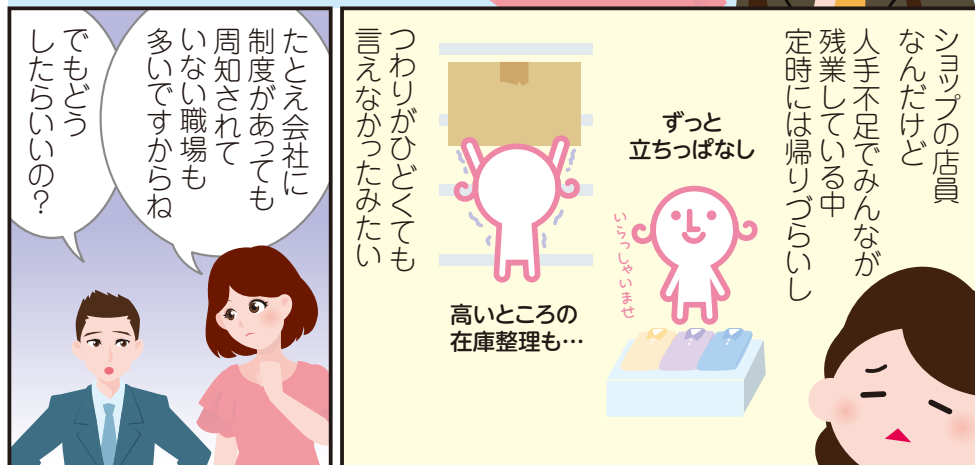
**Column**

**男性社員の育休取得を妨げる「パタニティハラスメント(パタハラ)」**

2012年度の男性の育児休業取得率は  
わずか1.89%。さらに、20日以上取得し  
た人はたった0.38%です。この低い取得  
率の原因の1つが、「パタニティ(=父性)  
ハラスメント」です。パタニティハラスメ  
ントとは、厚生労働省イクメンプロジェク  
トの推進メンバー・渥美由喜氏が提唱し  
ているもので、男性社員の育休取得や育

児のための短時間勤務などを妨げる行為  
をいいます。たとえば、育休の取得を申  
し出た男性社員に男性上司が、「育休を取  
ればキャリアに傷がつく」「育児は母親の  
役割だ」と発言するのがその典型です。  
職場では働く妊婦への理解とともに、男  
性社員の育児支援に対する意識改革も必  
要といえるでしょう。





マタハラをなくし、女性が安心して仕事と妊娠・出産を両立でき、さらに、男女が仕事と育児を両立できる環境をつくるには、就業規則や社内制度の整備が重要です。



## 法律はあくまで“最低限の権利・義務”にすぎません

法律では、母子健康管理や母性保護に関するさまざまな規定がありますが、これらは、仕事を続けながら女性労働者が自身とその子どもの健康を守るために最低限必要とされる措置です。

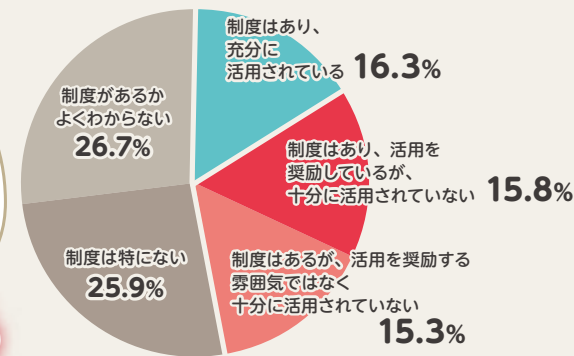
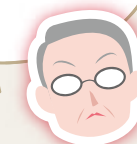
そのため、職場の状況に応じた制度の追加や拡充に加え、分煙対策やベッドを完備した休憩室、洋式トイレなどの設備の整備も必要です。さらに健康状態や症状には個人差があるため、妊婦である女性労働者とよく相談し、柔軟な対応を図りましょう。

## 制度があり、かつ十分活用されているのはわずか16%

連合の「マタハラに関する意識調査」によると、妊産婦への支援制度がある職場は47%と半数以下です。さらに、その制度が十分活用されている職場はわずか16%。就業規則や社内制度の整備にとどまらず、社員への周知や「使える制度」にする環境・体制づくりも欠かせないことがわかります。

あなたの職場には、つわり休暇や通院などに配慮した勤務時間の変更など、妊娠・出産をする女性社員への支援制度はありますか？

母性保護措置の内容や休業、勤務時間短縮の際の給与の扱いなど、産休、育休以外の対応についてもきちんと規定することが重要だぞ



出典：連合「マタニティハラスメントに関する意識調査」2013.5

社内には妊娠や出産、育児に関する制度があるけれど、男性社員はもちろん、社員のほとんどが制度の存在さえ知らないわ。どうしたら周知できるのかしら。



### 社内報や労働組合の機関紙で全社員に情報発信

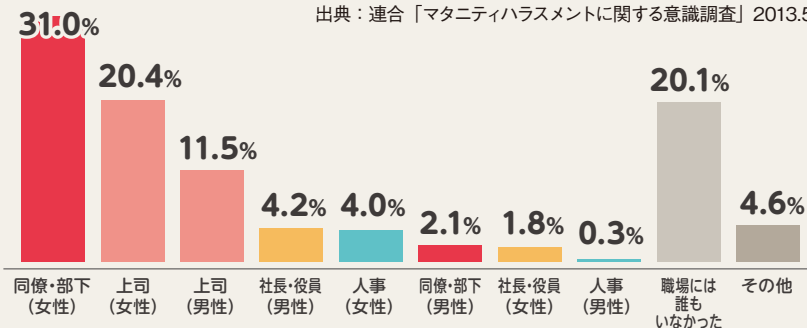
制度の周知は女性労働者だけでなく、男性、管理職を含め社員全員を対象とすることがポイントです。制度の存在を広く認知させることは単に活用を促進するだけではなく、妊娠・出産そのものや制度利用について、女性労働者と周囲の労働者、双方の抵抗感を減らす役割があります。社内報やイントラネット、労働組合の機関紙などを通じて、制度や手続きの紹介・解説をするなど、継続的な情報発信が効果的です。また、社員教育や研修の場を設け、意見交換や情報交換ができる機会をつくることも有効でしょう。

### 上司・管理職の理解と知識の向上が鍵

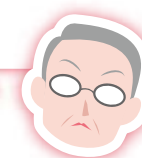
妊娠した女性労働者の多くが産休・育休の取得を考え、まず直属の上司に報告します。そして、実際に職場の業務調整を行い、サポート体制づくりを指揮する上司には、妊娠・出産や制度に関するより一層の知識と配慮が求められます。制度やマタハラ、健康管理をテーマにした管理職研修を実施するなど、理解を深めるための教育が周知・啓発の鍵となります。

あなたの職場で、女性の妊娠・出産に関して「最も理解がある」と感じる方を選んでください。

出典：連合「マタニティハラスメントに関する意識調査」2013.5



社内制度の活用を促進するために、制度の周知や社員教育のほかに、どんなことをしたらいいだろう。



### 代替要員の確保で業務への影響を抑える

社内制度の利用を活発にするには、代替要員を確保することが望ましいでしょう。これは妊娠・出産や育児にとどまらず、他の労働者が病気や介護などにより休むことになっても、業務への影響を抑えることができます。また、代替要員が確保できない場合でも欠員が出た際の状況を想定し、業務をどう分担するか、どのようにフォローし合うかなどを労使で話し合い、職場の中で整理・把握しておくとい良いでしょう。

### 妊娠婦の体の変化を知ろう

妊娠婦が働きやすい職場をつくるためにも、妊娠にともなう主な症状を知り、理解しておくことが大切です。表を参考に適切な対応と気配りを心がけましょう。

|      | 妊娠週数   | 妊産婦健診  | 母体にあらわれる症状                                                                                                                                                            | 周囲の対応・配慮                                                                                             |                                                                                                                                         |
|------|--------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 妊娠初期 | 4～15週  | 4週間に1回 | <b>流産の危険性が高い時期</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>つわりがおきる</li> <li>微熱やだるさがある</li> <li>情緒不安定になりがち</li> </ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>社内制度の確認と産休や育休の予定を確認する</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>下腹部に力が入るような動作をさせない</li> <li>通勤ラッシュを避け、時差出勤をすすめる</li> <li>周囲でタバコを吸わない</li> </ul>                  |
|      | 16～23週 | 4週間に1回 | <b>比較的安定している時期</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>貧血になりやすい</li> <li>腰や背中に痛みが出る</li> <li>足のつり、むくみなどがおこる</li> <li>お腹が目立つようになり、足元が見えにくくなる</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>業務配分、人員配置について調整し、サポート体制を強化する</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の目を気にせず休憩ができる環境を整える</li> </ul>                                                                 |
| 妊娠中期 | 24～27週 | 2週間に1回 |                                                                                                                                                                       |                                                                                                      |                                                                                                                                         |
|      | 28～35週 | 2週間に1回 | <b>妊娠高血圧症候群や早産の危険性が高まる時期</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>神経が過敏になりやすい</li> <li>不眠になりやすい</li> <li>動悸や息切れがしやすい</li> <li>腰痛が起きやすい</li> <li>トイレが近くなる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>産後のスケジュールや復帰後の希望などを確認する</li> <li>本格的に業務の分担や引き継ぎをする</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>階段の上り下りの繰り返し、長時間の立ち仕事をさせない</li> <li>高いところの作業、重いものの運搬をさせない</li> <li>つまずく恐れのあるものを床に置かない</li> </ul> |
| 妊娠後期 | 36週～   | 1週間に1回 |                                                                                                                                                                       |                                                                                                      |                                                                                                                                         |

※厚生労働省「女性労働者の母性健康管理のために」（P.8で紹介）に、より詳しい記載があります。



## 就業規則チェックリスト

〈労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法〉

あなたの職場の就業規則と照らし合わせてチェック!!

法律で定められている内容が就業規則などにも規定されているかどうか確認してみましょう。

※労基法…労働基準法 均等法…男女雇用機会均等法 育児法…育児・介護休業法

### 妊娠

#### 解雇の制限

- ☐ 妊娠を理由とした短時間勤務制度等の利用の申し出および取得、通院休暇・妊娠障害休暇の取得、軽易業務への転換の申し出、通勤緩和措置および休憩時間の取得など、これら制度の利用申し出および取得を理由として解雇しない旨の規定がある。【均等法第9条第3項】
- ☐ 妊娠を理由とした解雇はしない旨の規定がある。【均等法第9条第3項／第4項】

#### 労働時間の短縮措置等

- ☐ 妊娠中である労働者が請求した場合、変形労働時間制が就業規則や労働協約で定められていたとしても、1週間40時間、1日8時間を超える労働をさせない旨の規定がある。【労基法第66条第1項】
- ☐ 妊娠中である労働者が請求した場合、時間外労働や休日労働をさせない旨の規定がある。【労基法第66条第2項】
- ☐ 妊娠中である労働者が請求した場合、深夜業をさせない旨の規定がある。【労基法第66条第3項】

#### 通院休暇、通勤緩和、妊娠障害休暇

- ☐ 妊娠中または産後1年以内の労働者が、保健指導または妊娠婦健診を受けるための通院休暇に関する規定がある。【均等法第12条】
  - ① 妊娠23週まで4週間に1回
  - ② 妊娠24週から35週まで2週間に1回
  - ③ 妊娠36週から出産まで1週間に1回
  - ④ 出産後1年以内の場合、医師または助産師が指示する回数

- ☐ 妊娠中の労働者が医師等から通勤緩和の指導を受け、労働者本人から申し出があった場合、時差出勤や勤務時間の短縮等の労働時間の変更を認める規定がある。【均等法第13条】
- ☐ 妊娠中の労働者が医師等から休憩に関する指導を受け、労働者本人から申し出があった場合、休憩時間について配慮する規定がある。【均等法第13条】
- ☐ 妊娠中または産後1年以内の労働者が、保健指導または妊娠婦健診に基づく医師からの指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じる旨の規定がある。【均等法第13条】

#### 危険有害業務の就業制限

- ☐ 妊娠中の労働者および坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後1年を経過しない労働者を、坑内で行われるすべての業務に就かせない旨の規定がある。【労基法第64条の2】
- ☐ 妊娠中の労働者および産後1年を経過しない労働者を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務、その他妊娠・出産・哺育等に有害な業務に就かせない旨の規定がある。【労基法第64条の3第1項】
- ☐ 女性の妊娠または出産に係る機能に有害な業務について、妊娠婦以外の女性労働者にも準用することができる旨の規定がある。【労基法第64条の3第2項】

#### 軽易業務への転換

- ☐ 妊娠中の労働者が請求した場合、他の軽易な業務に転換できる旨の規定がある。【労基法第65条第3項】

### 出産

#### 解雇制限

- ☐ 出産を理由として解雇しない旨の規定がある。【均等法第9条第3項／第4項】
- ☐ 産前産後休業中およびその後30日は解雇しない旨の規定がある。【労基法第19条】
- ☐ 産前産後休業および育児休業の権利行使を理由として解雇しない旨の規定がある。【均等法第9条第3項／育児法第10条】

## 産前産後休業

- ☐ 出産予定日が6週間以内の労働者が請求した場合、産前休業を取得できる規定がある。【労基法第65条第1項】
- ☐ 出産の日が予定日より遅れ、6週間を超えた期間については産前休業とみなす規定がある。【労基法第65条第1項】
- ☐ 出産日から8週間は産後休業を取得できる規定がある。(ただし、出産後6週間を経過した労働者が請求した場合において、医師が支障がないと認めた場合には就業させることができる)【労基法第65条第2項】

## 産前産後休業中・育児休業中の有給休暇の取扱い

- ☐ 有給休暇取得のための出勤率算定にあたっては、産前産後休業中および育児休業中は出勤したものとみなす規定がある。【労基法第39条第8項】

## 育児休業

- ☐ 子が出生した日から1歳に達する日までの間で労働者が申し出た期間、育児休業できる規定がある。【育介法第5条第1項】
- ☐ 当該子が1歳に達する日において労働者本人または配偶者が育児休業中であり、雇用継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合、1歳6ヵ月に達する日まで育児休業できる規定がある。【育介法第5条第3項】
- ☐ 配偶者（事実婚のパートナー含む）が子の1歳到達日以前のいずれかの日において育児休業している場合、その男性配偶者は子が1歳2ヵ月に達する日まで育児休業できる規定がある。(パパ・ママ育休プラス)【育介法第9条の2】
- ☐ 配偶者の出産後8週間以内の期間に育児休業を取得・終了した男性労働者は、再度育児休業を取得できる旨の規定がある。【育介法第5条第2項】

## 職場復帰

## 解雇制限等

- ☐ 短時間勤務制度や子の看護休暇制度の利用、所定外労働の免除、時間外労働の制限、深夜業の制限措置等の利用申し出または取得を理由として、解雇その他労働者に不利益な取扱いをしない旨の規定がある。【育介法第10条】

## 育児時間

- ☐ 生後1年未満の子どもを哺育している女性労働者に対して、休憩時間以外に、授乳その他の世話をを行うための時間として1日2回各々30分与える旨の規定がある。【労基法第67条】

## 労働時間の短縮措置等

- ☐ 3歳までの子を養育する労働者を対象とした、1日6時間の短時間勤務の規定がある。【育介法第23条第1項】
- ☐ 3歳までの子を養育する労働者を対象とした、所定外労働（残業）を免除する規定がある。【育介法第16条の8】
- ☐ 短時間勤務制度適用対象外となった労働者に対して、フレックスタイム制度、始業・就業時間の繰り上げ・繰り下げ、事業所内保育やそれに準ずる措置（ベビーシッターの手配や費用負担等）、育児休業の制度に準じる措置（休業期間を3歳まで延長する等）のいずれかを利用できる規定がある。【育介法第23条第5条第2項】
- ☐ 3歳から小学校就学前の子を養育する労働者を対象とした、育児休業制度、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、始業・就業時間の繰り上げ・繰り下げ、事業所内保育やそれに準ずる措置（ベビーシッターの手配や費用負担等）のいずれかを利用できる規定がある。【育介法第24条第1項】
- ☐ 小学校就学前の子を養育する労働者が請求した場合、1ヵ月について24時間、1年間については150時間を超える時間外労働をさせない旨の規定がある。【育介法第17条】
- ☐ 小学校就学前の労働者が請求した場合、深夜業をさせない旨の規定がある。【育介法第19条】

## 子の看護休暇

- ☐ 小学校就学前の子を養育する労働者が子の看護休暇として、対象となる子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日の休暇が取れる制度がある。【育介法第16条の2】
- ☐ 子の看護休暇を取得できる事由に、子の予防接種または健康診断の受診という項目がある。【育介法第16条の2】



## 母子健康管理指導事項連絡カード

「母子健康管理指導事項連絡カード」とは、妊娠中や出産後の女性労働者が医師などから通勤緩和や休憩などの指導を受けた場合、その指導内容を的確に事業主に伝えるためのものです。このカードが女性労働者から提出された場合、事業主は記載内容に応じた適切な措置を取ることが求められます。

母子健康管理指導事項連絡カード

事業主 氏名 平成 年 月 日

医師 氏名 平成 年 月 日

医師 氏名 平成 年 月 日

下記の1の者は、健康診断及び保健指導の結果、下記2-4の措置を講ずることが必要であると認められます。

1 氏名等

| 氏名 | 妊娠週数 | 過半数予定日 | 年 月 日 |
|----|------|--------|-------|
|    |      |        |       |

2 指導事項（該当する指導項目に○を付けてください。）

| 症 状 等             | 指導事項           | 標準措置                                      |
|-------------------|----------------|-------------------------------------------|
| つわり               | 症状が重い場合        | 勤務時間の短縮                                   |
| 妊娠初期              | HbA1cが11g/dl未満 | 休業（入院加算）                                  |
| 妊娠中期              | HbA1cが11g/dl未満 | 食料の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、高い場所での作業の制限 |
| 子宮内胎児発育遅延         | 軽 症            | 休業（自宅療養）                                  |
|                   | 重 症            | 休業（自宅療養又は入院加算）                            |
| 妊娠高血圧症候群（妊婦22週未満） | 軽 症            | 休業（自宅療養又は入院加算）                            |
|                   | 重 症            | 休業（自宅療養又は入院加算）                            |
| 妊娠高血圧症候群（妊婦22週以降） | 軽 症            | 食料の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、高い場所での作業の制限 |
|                   | 重 症            | 休業（入院加算）                                  |
| 妊娠糖尿病             | 軽 症            | 食料の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮      |
|                   | 重 症            | 休業（入院加算）                                  |
| 妊娠高血圧症候群（妊婦22週以降） | 軽 症            | 食料の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮      |
|                   | 重 症            | 休業（入院加算）                                  |
| 妊娠高血圧症候群（妊婦22週以降） | 軽 症            | 食料の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮      |
|                   | 重 症            | 休業（自宅療養又は入院加算）                            |

3 指導事項（該当する指導項目に○を付けてください。）

4 その他の指導事項（措置が必要である場合は○を付けてください。）

妊娠中の通勤緩和の措置

妊娠中の休憩に関する措置

妊娠中の就業に関する措置

事業主 氏名 平成 年 月 日

事業主 氏名 平成 年 月 日

この様式の「母子健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。



## 相談窓口



連合なんでも  
労働相談ダイヤル



0120-154-052

相談  
無料

連合ではマタハラに関する悩みや相談、働く妊産婦のための法律や制度に関する疑問・質問などにもお答えします。

厚生労働省 労働局雇用均等室 各都道府県の労働局雇用均等室でも相談に対応しています。

| 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         |
|------|--------------|------|--------------|
| 北海道  | 011-709-2715 | 滋賀   | 077-523-1190 |
| 青森   | 017-734-4211 | 京都   | 075-241-0504 |
| 岩手   | 019-604-3010 | 大阪   | 06-6941-8940 |
| 宮城   | 022-299-8844 | 兵庫   | 078-367-0820 |
| 秋田   | 018-862-6684 | 奈良   | 0742-32-0210 |
| 山形   | 023-624-8228 | 和歌山  | 073-488-1170 |
| 福島   | 024-536-4609 | 鳥取   | 0857-29-1709 |
| 茨城   | 029-224-6288 | 島根   | 0852-31-1161 |
| 栃木   | 028-633-2795 | 岡山   | 086-224-7639 |
| 群馬   | 027-210-5009 | 広島   | 082-221-9247 |
| 埼玉   | 048-600-6210 | 山口   | 083-995-0390 |
| 千葉   | 043-221-2307 | 徳島   | 088-652-2718 |
| 東京   | 03-3512-1611 | 香川   | 087-811-8924 |
| 神奈川  | 045-211-7380 | 愛媛   | 089-935-5222 |
| 新潟   | 025-288-3511 | 高知   | 088-885-6041 |
| 富山   | 076-432-2740 | 福岡   | 092-411-4894 |
| 石川   | 076-265-4429 | 佐賀   | 0952-32-7218 |
| 福井   | 0776-22-3947 | 長崎   | 095-801-0050 |
| 山梨   | 055-225-2859 | 熊本   | 096-352-3865 |
| 長野   | 026-227-0125 | 大分   | 097-532-4025 |
| 岐阜   | 058-245-1550 | 宮崎   | 0985-38-8827 |
| 静岡   | 054-252-5310 | 鹿児島  | 099-222-8446 |
| 愛知   | 052-219-5509 | 沖縄   | 098-868-4380 |
| 三重   | 059-226-2318 |      |              |

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>

編集・発行

日本労働組合総連合会（連合） 男女平等局&非正規労働センター  
〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11  
TEL：03-5295-0515 FAX：03-5295-0549（男女平等局）  
URL：http://www.jtuc-rengo.or.jp

デザイン・制作

株式会社アプレ コミュニケーションズ

発行 2013年9月



母子健康管理指導事項連絡カードは厚生労働省ホームページからのダウンロードできるほか、多くの母子健康手帳にも様式が記載されています。厚生労働省「女性労働者の母子健康管理のために」にも収録されています（P8参照）。